

介護保険料が変わりました

問い合わせ／金屋庁舎長寿支援課 介護保険班

介護保険制度は、40歳以上の方が納める保険料と国・県・町の負担金でまかなわれています。このうち、65歳以上の方の介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額をもとに、皆さまの所得に応じて段階的に設定されています。

介護保険料は3年に1度の見直しが行われます。

平成24年度～平成26年度までの介護保険料の基準額（月額）4,700円

平成27年度～平成29年度までの介護保険料の基準額（月額）**5,700円**

段階	計算基礎	対象となる方	保険料	
			月額	年額
第1段階	基準額×0.45	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の方 ・住民税非課税世帯で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	2,565円	30,780円
第2段階	基準額×0.75	・住民税非課税世帯で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	4,275円	51,300円
第3段階	基準額×0.75	・住民税非課税世帯で前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方	4,275円	51,300円
第4段階	基準額×0.90	・本人が住民税非課税者で、世帯の誰かに住民税課税者が居る場合で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	5,130円	61,560円
第5段階	基準額	・本人が住民税非課税者で、世帯の誰かに住民税課税者が居る場合で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の方	5,700円	68,400円
第6段階	基準額×1.20	・本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が120万円未満の方	6,840円	82,080円
第7段階	基準額×1.30	・本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	7,410円	88,920円
第8段階	基準額×1.50	・本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	8,550円	102,600円
第9段階	基準額×1.70	・本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が290万円以上の方	9,690円	116,280円

介護保険料は、原則として特別徴収（年金からの天引き）されています。

特別徴収以外の方は、役場から送付する納付書や口座振替により、納期限までに納付してください。（普通徴収）

特別徴収の方へ

平成27年度の介護保険料は3年に1度の見直しで、基準額が月額5,700円に変更されていますが、平成27年度4月期、6月期の介護保険料は前年度の2月期と同じ金額（基準額が4,700円で計算された額）で徴収させていただいております。

町民税の課税状況が6月中に確定するため、それ以降に平成27年度の介護保険料の本算定を行うこととなります。

4月にさかのぼって保険料の基準額を月額5,700円で再計算するため、4月期、6月期の差額分が8月期の介護保険料に上乗せされることとなり、8月期の介護保険料が大幅に上昇する場合がありますが、あしからずご了承ください。